

仰星ニュースレター**ワンポイント会計基準****vol. 176 平成 30 年度有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき 事項の公表について**

平成 31 年 3 月 19 日に金融庁から「平成 30 年度有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項」（以下、「有報レビュー」とします。）が公表されました。今回は有報レビューで重点テーマとして審査された対象項目に関し、記載内容が不十分であると認められた事例及びその記載に当たっての留意すべき事項についてご紹介します。

(ア) 引当金、偶発債務等の会計上の見積り項目**(事例)**

1. 係争事件に係る賠償義務等で、将来において事業の負担となる可能性のあるものが存在するが、その内容及び金額が財務諸表に注記されていない事例
2. 資産除去債務に関する注記において、支出発生までの見込期間や適用した割引率が記載されていない事例
3. 減損損失を認識するかどうかの判定に際して用いる将来キャッシュ・フローの見積りにおいて、資産又は資産グループの現在の価値を維持するための合理的な設備投資に関連する将来キャッシュ・フローが考慮されていない事例
4. 使用価値を算定する際の割引率について、税引後の数値を用いている事例
5. 会計上の見積り項目の会計処理を行う際に用いられた事業計画において、現時点において必ずしも合理性を欠くものではないが、将来の大幅な損益改善を見込んでおり、その達成状況によっては当該業績予測を適切に修正する必要があると考えられる事例

(留意事項)

1. 偶発債務（債務の保証（債務の保証と同様の効果を有するものを含む。）、係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない債務で、将来において事業の負担となる可能性のあるものをいう。）がある場合には、その内容及び金額を注記しなければなりません（連結財務諸表規則第 39 条の 2、財務諸表等規則第 58 条）。
2. 資産除去債務に関する注記においては、資産除去債務の金額の算定方法（支出発生までの見込期間及び適用した割引率その他の前提条件）を記載する必要があります（連結財

務諸表規則第 15 条の 23、財務諸表等規則第 8 条の 28)。

3. 将来キャッシュ・フローは、資産又は資産グループの現在の価値を維持するための合理的な設備投資に関連するキャッシュ・フローを考慮して見積る必要があります(固定資産の減損に係る会計基準の適用指針第 38 項(2))。

4. 使用価値の算定に用いる将来キャッシュ・フローが税引前の数値であることに対応して、割引率も税引前の数値を用いる必要があります(固定資産の減損に係る会計基準の適用指針第 43 項)。

5. 会計上の見積り項目の会計処理に用いる事業計画は、合理的な仮定に基づく必要があります(固定資産の減損に係る会計基準二 4.(1)、固定資産の減損に係る会計基準の適用指針第 36 項、金融商品会計に関する実務指針第 92 項、285 項等)。

(イ) 繰延税金資産の回収可能性

(事例)

1. 繰延税金資産の計上額の見積りに用いた業績予測において、現時点において必ずしも合理性を欠くものではないが、将来の大幅な損益改善を見込んでおり、その達成状況によっては当該業績予測を適切に修正する必要があると考えられる事例

(留意事項)

1. 繰延税金資産の計上額を見積る場合に用いる将来の業績予測については、合理的な仮定に基づく必要があります(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針第 32 項)。

平成 30 年度の有報レビューの内容は、平成 31 年 3 月期以降の事業年度に係る有価証券報告書の作成・提出に際して、留意すべき事項とされております。なお、有価証券報告書を作成していない会社においても留意すべき事項となりますので参考にしていただきたいと思います。